

令和元年

赤平市議会第3回臨時会会議録（第1日）

11月27日（水曜日）午前10時00分 開会
午前10時25分 閉会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第56号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第57号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第58号 損害賠償額の決定及び和解について
- 日程第 7 議案第59号 令和元年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第60号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第61号 令和元年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第62号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第11 議案第63号 令和元年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第64号 令和元年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第13 議案第65号 赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第56号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第57号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第58号 損害賠償額の決定及び和解について
- 日程第 7 議案第59号 令和元年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第60号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第61号 令和元年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第62号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第11 議案第63号 令和元年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第64号 令和元年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第13 議案第65号 赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○出席議員 10名

- 1番 竹村 恵一 君
- 2番 安藤 繁 君
- 3番 木村 恵 君
- 4番 鈴木 明広 君
- 5番 五十嵐 美知 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件

6番 北 市 勲 君
 7番 御家瀬 遵 君
 8番 伊 藤 新 一 君
 9番 東 成 一 君
 10番 若 山 武 信 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

市 長	畠 山 涉 君
教育委員会教育長	高 橋 雅 明 君
監 査 委 員	目 黒 雅 晴 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	中 村 英 昭 君
副 市 長	永 川 郁 郎 君
総 務 課 長	熊 谷 敦 君
企 画 課 長	林 伸 樹 君
財 政 課 長	尾 堂 裕 之 君
税 務 課 長	田 村 裕 明 君
市民生活課長	町 田 秀 一 君
社会福祉課長	蒲 原 英 二 君
介護健康推進課長	千 葉 陸 君
商工労政観光課長	磯 貝 直 輝 君
農 政 課 長	若 狹 正 君
建 設 課 長	林 賢 治 君
上下水道課長	亀 谷 貞 行 君
会 計 管 理 者	伊 藤 寿 雄 君
あかびら市立病院 事 務 長	井 上 英 智 君
教 育 学 校 教 育 委 員 会 課 長	大 橋 一 君
” 社 会 教 育 課 長	野 呂 道 洋 君
監 査 事 務 局 長	中 西 智 彦 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	梶 哲 也 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	若 狹 正 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	井 波 雅 彦 君
” 総 務 議 事 担 当 主 幹	安 原 敬 二 君
” 総 務 議 事 係 長	笹 木 芳 恵 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、令和元年赤平市議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番御家瀬議員、9番東議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は9件であります。

議員から送付を受けた事件は、1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 議案第56号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、
日程第5 議案第57号赤平市職員の給与に関する条

例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第56号及び議案第57号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第56号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正につきましては、本年の人事院勧告に基づき、期末手当の支給率の0.05月引き上げと赤平市特別職報酬等審議会の答申内容を慎重に検討し、尊重いたしまして、給料を市長、月額81万7,000円を77万4,000円に、副市長、月額66万6,900円を64万5,840円に、教育長、月額57万3,800円を55万5,680円にそれぞれ改正するもので、公布の日から施行するなどとするものであります。

なお、赤平市特別職の給与に関する条例第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとともに、赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で準用する規定がありますことから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されることとなるものであります。

次に、議案第57号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、本年の人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給率0.05月引き上げと関係給料表を改正するもので、公布の日から施行するなどとするものであります。

以上、議案第56号及び議案第57号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号、第57号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたした

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、第57号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第56号、第57号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第6 議案第58号損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第58号損害賠償額の決定及び和解につきまして、ご説明申し上げます。

損害賠償の額を下記のとおり定め、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和元年10月22日午前6時15分ごろ、上下水道課職員が給水作業のため本市公用車を運転していたところ、赤平市西文京町2丁目1番地先の道道赤平奈井江線交差点において、左右の確認不足から相手方車両に衝突し、損傷させてしまったもので、その事故に対し損害賠償を行うものであります。

本市が支払う損害賠償金は、赤平市が95%の過失割合として示談を行うため、37万5,356円でございますが、損害賠償金につきましては全国市有物件災害共済会により全額給付されるものでございます。

今回の事故は、幸い大事に至りませんでした。今後とも運転業務の安全管理の徹底を図るとともに事故の再発防止に努めてまいります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第58号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第7 議案第59号令和元年度赤平市一般会計補正予算、日程第8 議案第60号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第9 議案第61号令和元年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第10 議案第62号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第11 議案第63号令和元年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第12 議案第64号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。
○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第59号令
和元年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につ
きましてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第5号）につきましては、第
1条で歳入歳出それぞれ3,374万4,000円を減額し、
予算の総額を98億8,698万7,000円とするものであり
ます。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げますの
で、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

6款1項7目基幹水利施設管理費718万円の減額
は、採用を予定していたエルムダム管理主任技術者
が未採用となったため、関連する人件費等を減額す
るもので、その財源の農林水産業費負担金611万円も
あわせて減額となります。

8ページをお願いいたします。8款2項4目道路
新設改良費40万6,000円、6目橋りょう改良費2万
2,000円、10ページの5項2目地域住宅建設費12万
7,000円及び12ページの10款3項3目統合小学校建
設費2万1,000円の増額は、建設事業科目の事業支弁
において給与改定に伴う人件費関連予算を計上する
ものでございます。

14ページをお願いいたします。12款1項1目、3
目及び7目の各特別会計への繰出金ですが、給与改
定及び実績見込みによる人件費関連予算計上に伴
い、各会計における歳入不足額あるいは超過額を調
整するものであります。

16ページをお願いいたします。13款1項1目職員
給与費2,532万8,000円の減額は、給与改定及び実績
見込みによる特別職及び一般職員の人件費関連予算
を減額するもので、うち特別職の給料月額改定に伴
う減額分は50万9,000円になります。

戻りまして、事項別明細書の4ページをお願いい
たします。次に、歳入であります。18款1項1目
財政調整基金繰入金2,763万4,000円の減額は、本補
正の歳入超過額を調整するものです。

続きまして、議案第60号令和元年度赤平市国民健
康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご

説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ
きましては、第1条で歳入歳出それぞれ223万1,000円
を減額し、予算の総額を14億102万8,000円とするも
のであります。

今回の補正内容につきましては、一般会計と同様
に給与改定及び実績見込みにより人件費関連の歳入
歳出予算を調整するもので、事項別明細書の説明を
省略させていただきます。

続きまして、議案第61号令和元年度赤平市下水道
事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説
明申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ
きましては、第1条で歳入歳出それぞれ35万6,000円を減
額し、予算の総額を5億7,993万8,000円とするも
のであります。

本会計の補正内容につきましても給与改定及び実
績見込みにより人件費関連の歳入歳出予算を調整す
るもので、事項別明細書の説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第62号令和元年度赤平市介護保
険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明
申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
きましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ83万4,000円を追
加し、予算の総額を15億1,925万7,000円とするも
のであります。

本会計の補正予算の補正内容につきましても給与
改定及び実績見込み等により人件費関連の歳入歳出
予算を調整するもので、事項別明細書の説明を省略
させていただきます。

続きまして、議案第63号令和元年度赤平市水道事
業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し
上げます。

1ページをお願いいたします。給与改定及び実績
見込みによる人件費等を調整するため、第2条で収
益的収支の予定額、第3条で経費の金額をそれぞれ
5万2,000円増額するものであります。

続きまして、議案第64号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。給与改定による人件費等を調整するため、第2条で収益的支出の予定額、第3条で経費の金額をそれぞれ213万3,000円増額するものであります。

以上、議案第59号から第64号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第13 議案第65号赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 議案第65号赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、赤平市議会会議規則第14条の規定により、所定の賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

赤平市特別職報酬等審議会から市長、副市長及び教育長の給料のほか、市議会議員の報酬についても答申がありました。これを受けて、議会として協議を行った結果、同審議会からの答申を尊重することとし、条例の改正を行うものであります。

以下、詳細につきましては参考資料によりご説明申し上げます。

議会の議長の報酬を月額35万7,000円から35万円に、副議長の報酬を月額30万8,000円から30万5,000円に、議員の報酬を月額28万4,000円から28万3,000円にそれぞれ改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和元年12月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第65号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年赤平市議会第3回臨時会を閉会いたします。

(午前10時25分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)